

鳥取県立米子東高等学校 部活動に係る方針

鳥取県立米子東高等学校

1 根 拠

(1) 国の指針

スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月19日付29ス庁649号)を、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月27日付30文庁732号)をそれぞれ策定した。

(2) 県の指針

スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに則り、鳥取県教育委員会が「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年12月4日付第201800233517号教育長通知。以下「県運動部活動方針」という。)及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月6日付第201800314118号教育長通知。以下「県文化部活動方針」という。)を策定した。

2 学校における部活動の意義

部活動の意義は、「県運動部活動方針」、「県文化部活動方針」の規定による。

○鳥取県運動部活動の在り方に関する方針(平成30年12月4日付第201800233517号教育長通知)

はじめに

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心がある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者(以下「運動部顧問」という。)の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。また運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動である。

○鳥取県文化部活動の在り方に関する方針(平成31年3月6日付第201800314118号教育長通知)

はじめに

学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心がある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者(以下「文化部顧問」という。)の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。また文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動である。

3 部活動の適切な運営のための体制整備

部活動の適切な運営のための体制整備は、「県運動部活動方針」、「県文化部活動方針」の規定による。

○鳥取県運動部活動の在り方に関する方針(平成30年12月4日付第201800233517号教育長通知)

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 略

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」(県立学校は本方針)に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以後適宜見直し、更新をしていく。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画を学校のホームページへの記載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ 略

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。(以下略)

イ及びウ 略

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ及びカ 略

4 趣 旨

県運動部活動方針及び県文化部活動方針に則り、「鳥取県立米子東高等学校部活動に係る方針」(以下「部活動方針」という。)を策定し、鳥取県立米子東高等学校(以下「学校」という。)における部活動の指導・運営に係る必要な事項を定めるものとする。

5 学校の具体的取組

(1) 目標

- ア 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- イ 「県運動部活動方針」、「県文化部活動方針」を遵守する。
- ウ 部顧問は、各部活動の活動計画を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。

(2) 活動について

- ア 休養日
 - ・原則として、土、日のいずれかを含む週1日以上休養日を設ける。
 - ・土、日に大会参加等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、授業中に準じた扱いを行う。
 - ・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、生徒の部活動の参加には、柔軟に対応するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努める。

イ 1日の活動時間

① 基本時間

	平 日	土、日、祝日
課 業 中	3時間以下	4時間以下
長期休業中	4時間以下	4時間以下

注1 朝練習 朝練習の時間は1日の活動時間に含める。

注2 完全下校時刻 4月～9月 午後7時30分 10月～3月 午後7時

② 定期考査前

原則として定期考査前の1週間は部活動を行わないこととする。但し、5（2）ウの参加する大会が10日以内に開催される場合に限り、定められた手続きを取った上で、部顧問の監督の下、以下の時間まで部活動を行うことができる。

- ・定期考査前の平日 午後5時まで 定期考査中 午後3時まで
- ・定期考査前はたとえ大会前であっても、原則土、日、祝日は部活動を行わない。

ウ 参加する大会

- ・原則として、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。
- ・それ以外の大会への参加については、この方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて決定する。

(3) 部の運営について

ア 体罰等、不適切な指導の禁止について

- ・部顧問、部活動指導員、外部指導者等は、部活動での指導で体罰等のない指導に徹する。

イ 保護者との連携・協力について

- ・年度当初に、部顧問は保護者に対して、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
- ・必要に応じて、保護者会等を開催する。

ウ 事故防止や安全の確保について

- ・部顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底し、安全を確保する。
- ・熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

6 施行期日 この方針は、平成31年4月1日から施行する。